

第二次世界大戦後における国家と家族の変容

— 『青年新聞』にみる民主化の受容 —

石原圭子*1

第二次世界大戦後、敗戦した日本では占領軍の主導のもと民主化政策が進められた。日本国憲法制定、民法の改正といった戦後日本社会で行われた変革は、これまでの「家制度」や、男女平等の認識にどのような影響や変化をもたらしたのか。戦後発刊されたリベラルな『青年新聞』の記事をもとに読み解く。

1 はじめに 国家の変容と家族の変容

ジェンダー研究において公領域と私領域の関係性は常に重要なテーマである。たとえば、「家族」は、個人的な愛情に基づくという点では、私的なものでありながら、公的な制度の変化に影響を受け、切り離すことはできない。そもそも、国家は家族そのもののあり方を規定している。結婚の年齢、重婚の禁止も国家によって定められ、私的自由に任されているわけではない。税金政策や年金政策も国民個人単位で完結するのではなく、配偶者や扶養家族など、家族の存在を想定して策定されている。こうした国家と家族との関係性、公と私の関係性は地域ごとに様々であるし、時代に応じて変化する。近年の例を挙げれば、アメリカをはじめとする欧米諸国において、LGBT に対する意識の変化にともなって、同性愛者同士の同性結婚が公的に認可されるなど、公の承認する「家族」のあり方に急激な変化がみられる。その影響は日本にも及び、渋谷区のパートナーシップ証明の発行など変化のきざしがみられる。それとともに、保守的な立場からの反論もあり、議論を呼んでいる¹。

グローバル化時代の現在の日本の重要政策においても、「家族」の問題が見え隠れしている。2018年、少子高齢化時代の労働力不足を補充するために、新たな外国人材受け入れを推進すべく、出入国管理法の改正がなされた²。新たに設けられた在留資格「特定技能1号」では、在留期間に上限を設定し、家族の帯同を基本的に認めないとしているが、この資格の保有者は、受け入れ分野で更に難しい知識や技能を求める試験に合格し、その分野において熟練した技能があると認められれば、事実上の永住が可能で、家族の帯同も認められる「特定技能2号」資格に移行できる。「家族」の帯同の有無を国家が管理していることになる。表向きは「移民政策」とは唱えていないが、日本社会の多様化、多民族化が予想される改正である。この改正法案の

* 1 東海大学現代教養センター

第二次世界大戦後における国家と家族の変容

国会審議では、配偶者への医療保険等の扱いに関して、「一夫多妻制の国からやってきた人の配偶者をどこまで認めるのか」といったことも質問された。安倍首相は、二人目以降は対象外との答弁も行われた。国家と家族の問題は社会の変化に対応して変化している。また、広く多分野に及んでいる³。

公領域と私領域の関係性は一方的なものではなく、相互的なものである。公は家族のあり方をコントロールし影響を与えるが、私領域の状況の変化が、公に影響を与え変化をもたらす。女性の社会進出や核家族化の進行は、それまで女性が主な担い手であった子育てや介護を、家族内で完結する無償の労働ではなく、公あるいは社会の支援を必要とする状況を生み出した。それは無償の労働ではなく有償の労働となり、新たな経済活動と結びつくことになる。ここでも無償の労働の対象としての「家族」像に変容がもたらされる⁴。

大局的な家族と社会との関係性について、エマニュエル・トッドは、『世界の多様性—家族構造と近代性』において、「イデオロギーの領野は、どこでも家族システムを知的な形跡に転写したものであり、基礎的な人間関係を統御している根本的な価値—例えば、自由、平等、そしてその反対物—を社会的レベルに転換したものである。」という仮説を述べ、世界の各家族タイプには、ひとつのイデオロギーだけが対応していると、家族類型と社会思想との関係性を指摘している。また、各家族システムは、親の権威の力と女性の地位の二つが文化的潜在力の発展を生み出す変数であると述べる⁵。

第二次世界大戦後、日本は大きく民主化の道へと進んだ。占領軍主導により、新たに民主的な憲法が制定され、男女同権が唱えられた。それに応じて家族に関する規定を含む民法の改定も試みられ、「家」制度、「戸主」の考えが否定された。この大きな転換期には、天皇の人間宣言がなされ、天皇をもとにした天孫民族という集合的な考え方も再考されることになった。日本人々は、ジェンダー、家族の問題に影響を及ぼした社会制度上の大きな変化をどのように受け入れたのだろうか。本論では、第二次世界大戦後、占領期に発刊されたリベラル系の『青年新聞』に注目し、新憲法制定、民法改正、女性参政権など、占領下の新しい民主化の社会の流れの中で、それらの変化が、人々にどのように捉えられていたのか、そして、女性の生活にどのような影響を及ぼしていたのか、新聞記事を分析することを通じて検証する⁶。

[文章内の表記について] < >内は新聞記事の抜粋。読みづらい場合には、旧仮名遣いを現代仮名遣いに、ひらがな表記を漢字表記に、一部修正している。(例：ブルジョアジーをブルジョアと変更した。) マイクロリーダーを使い、マイクロフィルムの複写のため、文字が不鮮明で正確に判読できなかった箇所があった。不明瞭な箇所は[]で囲み、場合によって、[判読不可]等として表記している。

2 占領下における欽定憲法の超克と日本国憲法の受容

(1) ポツダム宣言受諾

1945年にポツダム宣言を受諾し、8月15日に終戦となつてからまだ1年足らず、1946

年 11 月 3 日の日本国憲法発布まであと 4 か月となった 1946 年 7 月 10 日、『青年新聞』に「人民の覚醒こそ民主憲法制定の基礎」という記事が出された。占領下にあったが、アメリカをはじめとする連合国によるポツダム宣言に基づく温情的占領政策に対して、むしろ好感情と言ってよい内容が述べられている。そこには、敗戦国民となったものの、ポツダム宣言のもと、独立国家としての再建の可能性に期待している様子が読み取れる。記事は、日本人自らが、勝利者によって与えられたこの状況を、いかに受け入れるかが問題であると説く。

＜日本は戦いに敗れた。そして現在、連合軍の占領下にあるのである。今日日本は対立国ではなく、どんなに扱われてもどうすることもできない状態である。しかし、無条件降伏とはいいながら、連合国はまさに敗戦の淵にのぞんでいる日本に一つの救いの手をさしのべたのである。日本が民主主義の証明による平和国家として再生する限り、降伏しても民族として奴隷化しないという。＞

＜ポツダム宣言は、世界歴史に永遠に刻まれたおそらくもっとも偉大な記録の一つとなる。その理由は、この宣言の比類のない進歩性にある。徹底的勝利者が、かつて暴虐の限りをつくし再び立ち上がれないままにうちのめされた敗戦国民にたいしてなお且つ人間としての諸権利をみとめ、あらゆる民族主義的偏見をこえて国家として独立自主のみちを許しているからである。＞

＜日本人が十九世紀的な暴力の進行の段階から飛躍し得ないとすれば、日本は国際の一員としての地位を永久に回復し得ないという悲惨な結果に終る外はない。＞

また、別の記事には、ポツダム宣言の中に希望を見出し、戦後、民主主義的な自由も手に入れたが、まだ不十分であるとの認識が述べられている。連合軍の指令にもかかわらず、ポツダム宣言の履行に戦後歴代内閣が不熱心で、国民世論からも離れていると主張する。記事は、財閥解体、農地改革などについて、より徹底した民主的改革を主張した。また、戦犯追放についても不十分であることを指摘している。一度は戦犯追放令にかかることになっていた協同党の委員長が再審査の結果、追放を取消されたことに触れ、取消された理由を公表すべきだと主張した。

＜敗戦後、早くも一年の月日が流れた。この一年の間、無謀な戦争の傷痕をいやすため、われわれは息づく間もなしにあらゆる困難と闘はねばならなかった。われわれはたたかった。絶望的ではなく、希望の灯をみつめてたたかってきた。なぜ我々は希望をもつことができたか。それにこたえる重要なひとつとして、ポツダム共同宣言がある。ポツダム宣言の受諾は周知のとおり、日本の降伏条件だった。たとえ戦争に引きずりこまれた犠牲者の立場とはいえ、われわれはこの国として恥ずべき降伏条件の内容に、なぜ希望をかけるのか。それは恥ずべき降伏条件ではあったが、他面その内容の重要な部分が、われわれの人間としての要求に合致するものがあるからだ。たとえば、宣言のなかには、長いあいだ人間としてのわれわれの口を封じ眼をふさいできた「無責任な国家主義」を徹底的に駆逐すべきことがうたわれている。そしてわれわれを戦争に駆りたて、多くの戦友先輩を残酷に死なせた『いっさいの戦争犯罪人に対して

第二次世界大戦後における国家と家族の変容

は厳重な処罰を加えらるべし』となす一方、われわれ日本の人民にたいしては、これを『民族として奴隷化せんと』する意志はないことが言明されている。また日本政府は『日本国民のあいだにおける民主主義的傾向の復活強化にたいし一切の障壁を除去』すべきことを明示してある。さらに言論、宗教および思想の『自由ならびに基本的に人権の尊重は確立』せられるべきこと、これらの目的が課せられて、『日本国民の自由に表明せる意志に倣い、平和的傾向を有し且つ責任ある政府が樹立せらるるにおいては連合国の占領軍は直ちに日本国より撤収』すると約束されている。これらの条項を額面どおり受けるとき、それを履行する道行のかなたに、われわれは人間として希望の明かりを見出さないだろうか。>

<過去一年間、われわれはこの希望の灯をみつめていばらの道を歩んできた我々は一応、言論、宗教、思想の自由を得た。制度や組織の上で民主主義的傾向もいくらか復活強化された。しかし、これで満足なのではない。むしろまだ不満なのだ。ことに、ポツダム宣言の確実な履行についてもっとも熱心に積極的でなくてはつとまらぬ政府が、この一年間に三回も入れ替わったのに、国民のうちで一番不熱心であるということだ。三代の内閣が、一度でも自分から進んでポツダム宣言の示す方向を歩いたことがあったか。いつでも、人民の世論に押され、連合軍司令部の指令にこづかれて働いてきたではないか。>

<過日の議会の財政演説中、石橋蔵相は、『今日なおわが国にいわゆる大地主、大金持ちを擁護する運動があるかのごとくいう者があるが、甚だ理解しがたい。わが経済の民主化は既に半ば成れりと申しても良い。』と公言した。蔵相はいったい何を指していつているのか。持株会社の株の処分さえ手がつかずにいるというのに、財閥は既に解体されてしまったというのか。農地制度の改革にしても、国内世論と国際的な圧力に抗しかねて、やっと方向だけはつけたが、事実において、まだほとんど地主所有地の解放は行われていない。図面を引いて青写真ができれば、国の建て直し、すでに『成れり』というつもりなのか。また、国民生活の混乱を口実に水ぶくれの資本の整理をギリギリまで引きのばし、インフレのおかげを資本が十分に頂戴した時代にやっと補償打ち切りを『断行』するというやり方を、『大地主、大金持ちを擁護する運動』でないとするのは石橋氏と彼を囲むチームだけではないだろうか。>

(2) 戦前日本の欽定憲法とその封建性

記事は、新たな日本国憲法の公布を前に、明治以降、日本が歩んできた歴史を批判的に振り返る。これまでの大日本帝国憲法を欽定憲法とみなし、内容とともに、その制定過程の封建性を指摘している。明治維新から 78 年経過していたとはいえ、記事の書かれた第二次世界大戦後間もない時点においては、まだ明治期からの変革の記憶が継続しているものとして感じられていたことが伺いしれる。

<われわれはすべて、日本の憲法は外国のように、人民が君主に対して血を流すような争いをして、君主に迫ってつくらせたものでなく、君主が自発的に恩恵的に定めて、人民にあたえた比類なくありがたいものだと教えられた。明治維新の変革は、封建的乱立割拠を打破して外からの勢力に対抗するに足る統一国家を実現するために、王政復古と尊王攘夷を二大スローガン

として行われた。その主導勢力となった下級武士階級の思想的根[底]が儒教的大義名分論と古典研究による天皇の神格的思想を源泉としていることは間違いない。しかし彼らは徳川幕府から政権を奪取して独裁的権力を確立するや否や、攘夷論をすてて、反転文明開化のスローガンのもとに、海外の諸制度と技術の上からの移植によって、資本主義的競争のスタートを切らねばならなかった。ここに彼らにははなはだ都合のわるいことには同時に先進国の進歩的な政治思想、封建的な絶対主義を批判する民主主義勢力が堰をきって流れ込んできたことである。これが封建的な「障壁」をとりはずされて新しく頭をもたげた中産階級的ブルジョアジーの支持を受け、明治初期の全国的展開となり、維新政府の「蔑視」的封建性への猛烈な攻撃となって現れた。維新政府は甚大な皇室財産をつくりあげ、地方、各地の「陣営」に統一的軍隊を整備して、天皇権力をいやがうえにも絶対化しつつ自己の獲得した権力を確保しようとしたが、結局において新興ブルジョアジーに妥協譲歩しなくてはならなかった。欽定憲法はそのもっとも重要な現れにほかならない。>

(3) 欽定憲法の評価

明治期から日本社会は、紆余曲折はありながらも、近代化、民主化への変革の道を歩んできたという記憶がある中で、日本の戦後が始まった。民主主義政策を進める占領政策を受け入れるにあたり、これまでの変革、特に欽定憲法について評価の対立が生まれた。すでに日本は十分に民主的な社会になっていたと考える立場からすると、1930年代の軍国主義は、1920年代のリベラリズム、国際主義、近代化への流れへの一時的な反動であった。したがって、戦前と戦後日本の民主主義改革の間には継続性があると考え、戦後は戦前への回帰こそが望まれることであった。戦後保守内閣の当初の見解がこの立場であったことが記事において指摘されている。それに対して、戦前の日本の近代化・民主化は未成熟かつ不徹底であり、さらなる日本の民主化の必要性があるとする立場は、戦後の一連の占領政策により、外部から新たに民主主義的変革が日本社会にもたらされたという評価になる。『青年新聞』の記事もこの立場である⁹。

<吉田首相は今議会に提出された新憲法草案をもって、国体を変革するものではないと述べている。その理由は、五箇条のご誓文の『万機公論に決すべし』という方針に基づく旧欽定憲法は、きわめて民主主義的なものであり、日本が軍国主義に陥ったのは憲法のためではなく、軍国主義者の一群によって憲法が踏みにじられたためにありというにある。同様の見解は、すでに幣原内閣のもとに憲法改革に専念していた松本内閣の見解にもみられた。かれは前議会の答弁において、天皇の統帥権はそのまま変更しないということ、および欽定憲法は人権の尊重という点において相当の規定をもっているが、詳細にしらべてみると若干足りないところがあるので、多少修正する必要があると述べている。>

<われわれの常識をもってすれば、政府が太平洋戦争のごとき、数十万の国民の生命を、数百万の国民の財産を犠牲とし、否、国民の全生活すら葬りさしかねない戦争を国民に一片の相談もなく始め、また一言の相談もなくやめることができる、という驚くべき非民主的な機構をもつ欽定憲法は到底民主主義的などと考えられないところであり、それ故にこそ、根本的改革の

第二次世界大戦後における国家と家族の変容

必要に迫られているのである。松本内務相のもとで起案されていた草案が、わが憲法草案とは似てもつかないものであり、松本案はもはやるか後方へすてられたにも拘わらず、吉田首相によって同様な見解が固執されていることは、真に驚くべき意外の感を抱かされる。>

欽定憲法が天皇の神権性にに基づき、天皇に統帥権があったが、戦後、アメリカ軍の占領下に入り、さらに、1946年1月1日、昭和天皇の詔書、いわゆる「人間宣言」が出されたことから、憲法の根底となる部分が覆されたとの認識が記事では述べられている¹⁰。

<封建的藩閥勢力と新興ブルジョアジーとの妥協的産物である欽定憲法は、民主性においても全く中途半端な不具的なものであった。第一に、天皇主権の神権性に根底をおいていることである。本初年頭の勅語において、天皇が神であるという思想が荒唐無稽な神話に基く間違った考えであることがあきらかにされた。欽定憲法は天皇を神とし、天皇の大権が絶対神権であるという思想を根底としている。このことは欽定憲法の起草者であった伊藤博文の憲法義解のなかにもあきらかに述べられている。したがって欽定憲法は天皇の絶対無限の大権をいささかも制限するときものでなく、この大権をおこなう上の便宜的な技術的方法を規定して、上から人民に与えられたものであるという見解が一般的であり、ここに欽定憲法の欽定である所以があったのである。つまり人権の尊重を第一義として想定されたものでは少しもなかったのである。>

<今や欽定憲法の根底である天皇神権説は全く放棄された。日本国家は神によってつくられ、その神の後昆である天皇は代々天地とともに永遠に日本を治めるといふ、国体の根本的な考え方は捨てられた。そしてこれは年頭の勅語によってはじめて否定されたのではなく、敗戦と同時に捨てられたのである。絶対神権であるべき天皇の大権が外国軍隊の司令官のもとに従属しているという、日本人の今までの観念では到底ありうべからざる事実である。これがいかに日本人のこれまでの国民的誇りを傷つけるものであろうとも、われわれはこれから顔をそむけたりすることは許されない。われわれはすべてここから出発して考え直さなくてはならない。>

記事は、戦前、天皇を中心とした神権思想と、それに基づく民族の一体性と優越主義の思想を批判的に回顧する。

<日本人が他民族に優越する民族であるという間違った考えも、天皇を神とし、神のおさめる国家が萬邦無比の国体であり、その赤子である日本人は天孫民族であるという神権思想に基づいている。太平洋戦争において、至るところでおこなわれた日本軍隊の残虐行為も、つまるところこの民族的差別感にその大部分の責任がある。>

記事は、日本の欽定憲法にみられた統帥権独立が軍国主義の浸潤、拡大に一原因となったことを指摘する。

＜欽定憲法のもっとも非民主的な性格はいうまでもなく、統帥権の独立である。軍隊をもって天皇の股肱とする軍人勲論の思想は、そのまま憲法における下人民をして軍事に容喙させないという規定となって表現せられた。軍隊は全国民の生命財産を守るもっとも重要な機能をもつものであるが、非民主的国家においては支配階級が被支配階級をおさえつける道具にもなる。明治藩閥政権は、国民の[判読不可]に依存する軍備については議会の協賛を求めながら、軍隊の統帥については、これを天皇の直属にすることによって国民のあらゆる民主的参集をこぼみ、萬一の場合、反対者を力をもって容赦なく制するための周到な準備としていた。ナポレオン戦術研究の権威として知られる石原莞爾は、統帥権の独立をもって奇襲戦術による短期決戦に有利であると述べている。帝国主義的植民地争奪戦に遅ればせに参加した日本は、その戦略的地歩の不利を補うために、統帥権の独立を最大限に利用し、つねに国民的審議を経ないで奇襲的に軍隊を出動せしめて戦果をおさめてきた。統帥権の独立は、神権思想に基づく神軍的観念を根底とし、上記の対内的および対外的歴史的事情によって必然的につくり出されたもので、決して偶然のものではない。そして日本の軍国主義化、軍閥の専横の病症が欽定憲法のこの致命的弱点から浸潤し、拡大するに至ったことは、ここにもはや多くの説明を要しないであろう¹¹。＞

3 戦後青年運動と具体的方向性

戦後、新しい時代の変革を主導すべく全国に数多く生まれた青年組織と「青年運動」が、必ずしも順調に進んでいない状況がみられていた。記事は運動の実態を把握するべく、青年団体幹部の声を掲載している¹²。

＜敗戦一周年を迎えて日本の再建と民主化は青年の手にゆだねられているという自負で起きた青年運動が、全国に萬にあまる戦隊が組織されたにかかわらず、日本再建にも日本民主化にも決定的な力とならず、あるいは解散し、あるいは既成政治家や官僚の利用するところとなり、あるいは方向の再検討、組織の建て直しを必要とするに至っているのはいったいどこにその原因があろうか。敗戦 2 年こそは混乱と混迷から醒めた青年大衆が、敗戦 1 年の動きから、日本が進むべき途を知ろうとする意欲にかりたてられ、この自覚に立って自らの行動を決定しようとする段階にあるといえることができる。＞

＜青年運動が行き悩みを突破し、青年を真に結集するか否かということは、この一年間の反省を基礎に、真に青年のもつ特性に立つ方針を決定し、新しき日本の方向を自覚しつつある青年大衆を納得せしめる行動をなすか否かにかかっているといえよう。かかる際、じぐざぐながら全国的組織をかためてきた青年組織は過去一年の運動をいかに反省し、今後いかなる方針で進まんとしているであろうか。六青年団体の幹部に聞く¹³。＞

青年組織幹部によれば、民主化のための青年組織の活動は行われているものの、全国的にみると、特に農村、漁村部には封建性が根強く、青年層でも対立があり、組織化は遅れていたことが指摘されている。民主主義革命を遂行するために、青年運動として力を発揮するためには、

第二次世界大戦後における国家と家族の変容

互いの排他的な傾向を乗り越え、連絡と協力しあい、統一戦線を形成することが必要という認識が幹部の間で共有されていたが、運動の方向性に関しては具体性に欠け、観念的な傾向があるという問題点が挙げられていた。

青年運動幹部は、民主主義革命といった、ともすれば観念的な目標を掲げていたが、戦後、多くの国民にとって、より切実で具体的な目標とは、まずは戦後の復興と経済的な豊かさであったろう。記事は、戦争の原因として労働者、農民の貧しさがあり、戦争をなくすためにも生活水準の上昇の必要性を指摘する。

＜労働者や農民が貧乏だから戦争が起こったのだといったら、そんなことがあるかという人があるだろうがこれは事実である。日本は明治維新いらい、工業がきわめて発展し、商品がどんどんでてきたが、国民の九割五分以上をしめる労働者農民、サラリーマンが貧乏なので、この商品が売れない。そこで外国へ持って行って売るということになる。このことは戦争前のアメリカでは国民の生活水準が高いから総生産額に対する輸出額の割合が割以下なのに、日本のそれは三割以上という高率であったということでもわかるであろう。このような結果、輸出市場を独占する必要がおこり、独占するために他国と衝突すると武力に訴えるということで戦争になったのである。だから戦争をほんとうになくすには、労働者や農民、サラリーマンの生活水準を高めるような政治をすることが根本である¹⁴。＞

4 民法改正と「家」制度

戦後、個人の尊厳と両性の平等を謳う日本国憲法の施行に伴い、戦前の「家」制度を基盤として成立していた「民法」の改正が必須となった。しかし、「家」制度の見直しは、「戸主」を筆頭として記される「戸籍制度」、忠孝という日本の習俗や道徳とも関連していたため、思想的根幹の維持を望む保守層と、近代的個人主義思想に基づく転換を求める革新層との間で見解の相違、対立がみられた。

憲法は、1946年に11月3日公布、1947（昭和22）年5月3日に施行されたのに対して、民法は1947（昭和22）年12月22日公布。1948年（昭和23）年1月1日に施行されることになった。憲法の施行と民法施行との時間的ずれを補うものとして、1947年4月19日に「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」が制定されている¹⁵。

1946年8月の『青年新聞』の記事は、「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」における家督相続の否定と新たな相続規定（第7条、第8条）を進歩的と評価する。個人主義かつ両性の平等を基盤とする近代的憲法制定が、「家」制度を基盤とする民法の改正へ、そして「家」制度そのものの廃止へと続くことが予見されていた¹⁶。

＜民主化された日本を規定する憲法が衆議院を通過して、来年ははじめから施行されるが、この憲法二十二条（原文ママ）に、人権の尊重すなわち個人の自由と男女が絶対的に平等であるべ

きことが書かれている。この憲法にしたがって、国民の日常生活ともっとも関係の深い法律である民法も改正されることになった。しかも、これまで日本が誇っていた家族制度というものを廃止することになったということは、われわれの家の革命である。

では今後われわれの家はどんな風になるのであろうか。まず、一、戸主というものに絶対権があった家族制度が廃止されて家族は親と夫に妻と子供とが共同生活をするというような親族関係となり。したがって家督相続とか、婿養子などがなくなる。すなわちこれまでは長男が資産家とか、山畑家とかを相続し、戸主となって、妻をめとり、戸主となった長男は財産にたいして絶対的な権利をもつだけでなく、妻も弟も姉も妹もみな服従させてきたのであるが、男子がいない家では、長女に婿養子を迎えて婿養子を戸主にして家を継いだ、これからは家督を相続して家名を伝えるというような面倒がなくなり。したがって、一人娘だから嫁にいけないということなどはなくなるわけである。二、結婚する場合、これまでは親の許しをえなければできなかった。本人がどうしても結婚したいときは、男は三十歳、女は二十五歳までまたねばならなかったのが、これからは当人同士の意思で自由に結婚することができるようになる。(ただ未成年者すなわち二十歳以下のものが結婚するときは父母のどちらかの許しが必要である) そのかわり未成年者が結婚すれば成年者と同等の権利、義務があたえられる。三、夫婦の間では、これまで、妻が自分勝手に借金をしたり、家を借りたり、自分財産を買ったり、商売をしたりできなかった。するときは夫の許可が必要で法律上妻は「無能力」者とされていたが、これからは夫と同等になんでもできることになった。四、これまで妻が夫へ離婚を要求するには同居することができない虐待や侮辱を受けたときでなければできなかったが、これからはいままで妻がほかの男と関係した場合に妻を離婚させることができたように、妻は夫がほかの女と関係した場合、妻の方から離婚することができるというように、夫と妻の地位が平等になるわけである。五、戸主が死んだ場合相続するのは家が廃止されたので、これからは財産だけ。家族全部で財産をわけあうことにあり、正妻の子供が数人あったときは男女の区別なく平等に分けられ、正妻の子供と正妻でない子供とでは後者の相続分は前者の半分となり、妻の場合は、子供と一緒に相続するときは全財産額の三分の一、親と一緒に時は半分。夫の兄弟姉妹と一緒にときは三分の二もらうことができるようになる。このように、こんどの改正法は驚くほど進歩的で、とくに第7条第8条項は外国にもその例がすくないほど進歩的なものである。だが経済的な裏付けのない現在の社会では単なる条文に終わるおそれがないだろうか¹⁷。>

5 新しい女性像

戦後女性参政権を得て、女性政治家の存在は新しい女性像を象徴する存在でもあった。男女同権を唱える憲法の制定に続く民法の制定を前にして、代議士山口シズ氏、家庭婦人澤あい子氏との紙上対談が、民主主義青年会議 濱田文直氏の司会で行われた。男女平等に基づく新たな憲法制定に応じて、家族制度の廃止をはじめとする変革を積極的に模索する女性代議士たちに対して、吉田首相をはじめ男性代議士が、新たな時代の変革に消極的だった様子が伺える。また、これらの制度変化が、それぞれの私的生活のあり方、個人の生き方に影響をおよぼすこと、そしてそれが再び、社会的な施設の必要性の認識と要望へつながって意見が述べられている

る¹⁸。

山口「…今度の憲法委員会でも相当婦人が活躍しました。二十四条でしたか、あそこで面白いことがありました。婚姻は両性の合意にのみ基づいて成立し、夫婦は同等の権利を有することを基本として相互の協力によって維持されなければならない。」ということがあるのです。そのときに社会党の婦人代議士が非常に活発に質疑をしたのです。そのとき両性の平等ということを実現するためには徹底的に家族制度を廃さなければならないということを主張したのです。けれども、他党の男の代議士が、「とんでもないことだ。家族制度を廃するなんて、わが国の醇風美俗を壊してどうするのだ」ということを言ったのです。そうすると社会党の婦人代議士が封建的な因習はこの家族制度にあるのだとがんばったわけです。そうしますと某代議士が、「とんでもないことだ、それでは吉田首相殿はどうお考えでしょうか」と所見伺いを出したわけです。これに対して吉田首相は「私もわが国においてこのような醇風美俗な制度を廃することは絶対反対です」とはっきりそこでいったのです。そこで社会党の人が強硬に追及するといつて委員会にまで持ち出し、結局憲法委員会に置いて平等を条文のなかにうたって一層民主化した憲法ができあがったのです。実際男代議士の封建性にはあきれます。家族制度を廃止しないで男女平等の憲法を作ろうというのですから、ちょっと[変]なものです。

澤 「公的な生活をなさっている方が、いわゆる私的な生活を、女としていろいろな仕事、たとえば子供を育てるとか、配給物を取りに行くとか、お炊事をしなければならぬとか、そういうのをどういう風にやっていくか、公的な仕事をしている人は私的な仕事は軽く扱うというようなことをよくいいますね。男は外で仕事をしているのだから、といって妻子との生活に関することは、すべて私的な仕事として全家族の負担をほとんど一身背負わされてきた女が、実際に公的な生活に携わった場合、私的な生活をどういう風に処理しているか伺いたいと思います。」

山口「外で仕事もしたいし、子供も育てたい、家の仕事もしたいということですね。その点、加藤先生（注：加藤シズエ代議士）のように自分の力で人も雇い仕事もなさるので、ほとんど女でありながら自分で始末していらっしゃるようですよ。」

澤 「つまりあらゆる女の人が仕事をもつのは当然であり、特殊の人だけが仕事をもつということがあるわけじゃない。それは現在の女の人が仕事をもとうとしても暇がない。なぜかというと女があらゆる封建性の抑圧のもとに生活をしているから余裕がないということです。その封建性をはじきのけようとするにはどうしたらいいかということなのです。

山口「そういうことなら私が結婚して子供を育てるといなると代議士はできなくなりますね。加藤先生のように大きくなってまた自分で自[給]もつくということになれば方法もありますけれども、私が本当に自分の子供を育てようと思ったら仕事は出来ませんね。」

濱田 「その場合に社会主義社会になれば子供は公共の託児所でみてくれればまた仕事に出られるわけです。」

山口「社会組織によるのですね。いまの日本の状態においてはとてもそれは望めない。」

濱田「問題は子供を生めば代議士をやめなければならぬのか、あなたが今の政治家としての

立場をそういう社会施設を作っていくような方法で問題を解決して行くのかどちらかということなのです。」

山口「代議士の場合はその当人に力があれば子供を他所に託して自分が仕事をするということにおいて解決しますね。しかし、[解説不可]一般の婦人の場合ですね。しかし子供を生むと同時にまた婦人が働かなければ立って行かない場合には、やはり外国にあるような社会施設の託児所でみてもらう、協同洗濯所をつくり、協同食堂をつくるというようにして家庭の仕事を解決しておいて働くわけですね。それが日本の現状ではできない。ところで私たちは婦人の労働時間の短縮と書いての時間を作ってあげなければと考えている。」>

<山口 女性の生活に社会的な力がないかぎり永久に不安はありますね。ですから女性がそれだけの権利をもたされたならば、女性自身も自分で独立して行くだけの力を自主的にもつようにしなければ、完全な平等な社会とはならないわけですね。」

中略

澤 「そういう場合にやっぱり女性の行く手を塞ぐものは男の封建性だということですね。」

山口「これはやはりわれわれ女性の力の闘争ですね。・・・いままでの女性は独立する力がなかったが、これからは一日も早く一人格者としての権利をもらった以上は、自分にも責任をもって完成した人間にならなければならないと思います¹⁹。」>

6 労働の場における男女同権と運用における問題点

憲法制定に続き、1947年6月には新たに労働基準法が実施された。男女同権となった憲法下で施行されることになった労働基準法ではあったが、実際の運用面では早くも、女性に不利になることを懸念する記事で指摘されている。

<新憲法では男女同権になったが、今度労働基準法が実施されると働く女性が首を切られて一番早く失業苦に追いやられるのではないかと各方面から心配されている、ということが既に問題になっているのは国鉄で、現在国鉄には女子従業員は四万九千人おり、仕事の性質上から、そのほとんどが昼夜交代制で勤務している状態であるが、これを労働基準法にてらすと、その第六十二条に、「十八歳未満のものおよび女子を午後十時より午前九時にかかる間に使用してはならない」とあるため、当然、従来の子供従業員は全部午前八時出場、午後四時退場ということになって、女子従業員は当然過剰となることが予想される。しかも、この過剰人員を配置転換によって合理化しようとしても、肉体的条件からして危険作業、重労働はできず、結局、経営協議会では「強制的な配置転換は行わず、不合理な減首はせぬこと」と取り決めたものの、実際問題としては、全部日勤となった場合の、[解説不可]勤問題、夜勤手当消滅からくる収入減少等いろいろな点から、当局は「自然淘汰の形で整理できると」みている模様で、これはひとり国鉄ばかりでなく、あらゆる企業にあてはまるので、全官公労組婦人協議会でもこの問題を研究し、早急に対策を立てることになった²⁰。>

7 女性と文化と生活

経済的な豊かさに続いて、文化国家建設をめざしての催しの開催も計画された。記事は、文部省主導の芸術祭が、大衆の必要から離れているのではないかと主張する。

＜文部省のきもいりで九月、十月に東京二大劇場で芸術祭がひらかれるという。文化国家建設を目標にしている日本として焼跡に芸術の薫り高い芝居やオペラがくりひろげられるということも、まことに結構な話であるが、盆踊り、演芸会、素人演劇、津波のように流行する農山漁村の文化欲求に何一つ答えず、インフレと軍需舗装打ち切りを口実に首をきろうという資本家の攻勢の前に悩む労働者の声と戦災者や引揚者の家と職と食を与えよとの叫びをよそに開かれる芸術祭は、今日どれだけの価値をもつというのであろうか。もし文部省官僚が計画する際にこの催しが結局金と暇をもちうる金持ちや一部のインテリ層の対象となるにすぎないことを知らず、これが民主主義日本の誇るべき文化政策だと考えたとするならば、全く阿呆という以外にない。ゆえに我々が文部省官僚の意図を推察するならば、「今頃教育などといっているときではない」と放言したり、これからほんとうに平和な文化国家を作ろうというときに、いかにやりくりに苦しい財政とはいえ、雀の涙ほどの文教費を予算に組んで 非難された政府の面目を、この芸術祭でとりもどそうと考えたか、生活危機にあえぐ労働者の暴走をそらそうと考えたかの結論しか得られない。民主主義的な文化とは、人民の生活とかけ離れたものではない。これからの文化はあくまでも人民のものでなければならぬ。そうした意味で、こんどの芸術祭もせめて文字通り生命がけで働いている労働者や農民に一夕の楽しさを与えるようにとり計られねばならない²¹。＞

平井潔（自由懇話会理事）、杉原せつ（日本映像社社員）原田芳（国民文化協会主事）沢あい子（家庭婦人）浜田文哉（民主主義青年会議）、小高千枝子（自由懇話会青年部）高木敏子（婦人民主主義クラブ勤務）、福田正二郎（青年文化振興会勤務）のメンバーで婦人座談会が開催され、新しい時代において女性を取り囲む、愛情、結婚、家庭などの問題について意見交換がなされた。法律上の男女同権を獲得した上で、真の男女同権を確立するために何が必要なのか、ここでも文化的な豊かさについても論じられるものの、それを享受する以前に、生活条件など、まず乗り越えるべき現実的な問題が存在していたことが伺える。

＜法律では男女同権となったが、世の中の実際はまだまだ男女同権ではない。それは婦人の自覚が足りないということも原因であるが、世の中の大勢が、女が男とおなじように自由に働き自由に生活することはできないようになってきているからだ。しかし若い婦人の意識は高まっている。彼女たちは一日も早く封建の鎖を打ちきりたいと考えている。では何を考えているだろうか²²。＞

杉原 私の見たところでは、若い人達は職場にあって組合のことについて熱心でそのことについては話し合っていますけれども愛情の問題は話しながらないようです

平井 …職場の音楽などを通じて明るい空気をつくるような方法はありますか。

原田 そうですね。いま一般の人にうけている音楽というとジャズ音楽ですが、私はみなさんがもっと高級なもの、シンフォニーなどを聞くようになるとよいと思います。

平井 それは理屈ですが、われわれの生活条件、いままでの生活程度から考えたら、いきなりショパンをもっていったり、ベートーヴェンをもってゆくのは無理だと思います。浪花節をきくのも自然な欲求ですから、それを認めてさらにそれを高めるような行き方をとるのがいいんじゃないかと思いますがいかがですか。

原田 私は只今まで日本では音楽を取り入れた生活をしていなかったけれども、これからはせいぜい歌の唱える生活をしたいと思うのです。

平井 高尚な音楽は、先ずは楽器やはり電気蓄音機などが高価なために設備がなくてできませんから手近なところから始めたいと思います。

澤 原田さんのお仕事は？

原田 工場などで訪問演奏会をやったり、学校音楽コンクールをやったりしています。

澤 私が申し上げたいのは浪花節やジャズさえも一般の家庭婦人は与えられていないということです。一日中朝から晩まで働いてそれきりです。家庭の婦人たちも娯楽を享受する権利がある。音楽を聴く権利があると思いますが、あなたがたの運動もそうした権利を知らせ、それに準ずるものとして展開されたいと思います。学校音楽コンクールもよいけれど家庭の女たちに歌をきかせ歌をうたわせることを考えてほしいのです。たとえば町会の空地などでもいいからとおりがかりの人達に歌をひびかせ、聞かせてほしいのです²³。>

家族制度に基づく封建性から解放され、男女平等の思想が広がり、女性は新たな自由を獲得していった。このことにより、性と愛情に近代的モラルの萌芽がみられるといったことを指摘する記事も登場した。婦人座談会でも、女性解放の理解がゆがめられて、女性の責任ある自覚につながっていないという指摘がみられる。働く女性は結婚相手を自分で選ぶ、まじめな恋愛結婚、読書より化粧、など、女性について様々な記事が続々と書かれた²⁴。政治に関しての関心の低さを嘆く記事がみられるのは今日と変わらないが、参政権を得て間もない状況において、生活と政治との関係性について十分に理解がなされていないとの指摘もなされている。

<浜田 いまの女性解放がおこなわれていないのは、女の人の側から解放の必要が自覚的に取り上げられていないのが大きく妨げになっていると思います。愛情の問題でも解放ということが女性の性的な放埒さの方にいつの間にかゆがめられています。婦人の解放ということとのむつかしさ、きびしさの問題が停滞していることが、一方で性の放埒を側面にもっているということ、性の放埒の欲求をどうして恋愛と愛情の問題とを結びつけるかということがいまの大きい課題だと思います²⁵。>

<政治については全般的に関心が薄い。だから生活と具体的にどのような関係にあるかを理解している人はほとんどいない。また関心を持ってても女の立場ではどうにもならないという意見をいう者もあり、政治は言えないから嫌いだ(看護婦)という人もいる。だが一面、政治に関心を持たねばならないのだがという(婦人警察官、文部省事務員)人もいる。なお観念的には

わかるが具体的にはわからぬ（政経研究所員）は正直な声だろう。例外的に生活を通して生活と政治のあり方を知ろうとしている（電話交換手）という積極的な人が一人いた。支持政党は以前は社会党だったが、こんどは何党を支持してよいかわからないというのが相当いる。だが一面支持政党など考えたこともない人（文部省事務員、銀ブラ娘）、一方、演説をきいて決める（白木屋店員）という面白い人もいる。発表された政策を検討してから（政治経済研究所）というガッチリしたのもおり、また民主党（家庭の娘）、民自党（ダンサー）支持の人もいる。中でただ一人ハッキリ共産党支持をいう人がいた。（電話交換手）²⁶>

8 まとめ

甚大な被害を出した第二次世界大戦は、最終的にポツダム宣言を日本が受諾し、敗戦国となることで終わりを迎えた。ポツダム宣言は、全日本軍の即時無条件降伏を求めただけではなかった。日本国民を欺いて世界征服に乗り出す過ちを犯させた勢力として、軍国主義を否定し、永久に追放するものであった。日本軍は武装解除された後、各自の家庭に帰り平和・生産的に生活出来る機会を与えられるとされた。また、日本人を民族として奴隷化あるいは日本国民を滅亡させるのではなく、民主主義を強化し、言論、宗教および思想の自由並びに基本的人権の尊重の確立が語られていた。

戦後、アメリカによる占領期に発刊された『青年新聞』には、ポツダム宣言に述べられた軍国主義の否定と一般国民への温情的内容を、封建性の残存する戦前の旧体制を変革するための、外部から与えられたチャンスと前向きにとらえた記事が多い。また、その名の通り、若い世代の「青年」こそが、戦後の復興と新しい民主主義社会への変革の中心的担い手にならなくてはという自負が感じられる。

占領下に行われた日本国憲法の制定では、軍国主義へとつながる一因となった天皇の統帥権が否定され、新憲法の男女同権の思想は、「家」制度、「戸主」といった考えを基盤とする民法の改正が必須のものとなった。戦後、天皇の神権性は自ら否定されたことにより、天孫民族としての思想的一体性も解体していった。

軍国主義は、明治維新以来既に日本に進捗していた民主化からの一時的な逸脱に過ぎず、戦後、その逸脱から、これまでの民主化の動きに回帰すれば良いという保守的な立場もあったが、『青年新聞』がそうであったように、より徹底した民主化改革、特に、男女同権、家制度の改革を望む立場からすれば、戦前の日本社会は封建性が残存し、民主化も不十分なものであったのであり、戦後のさらなる民主化の必要性は明らかであった。

新憲法の制定、民法の改正といった制度上の変化は、一般の人々の認識の変化もたらすことになった。この改革の動きの担い手として、全国で青年運動の組織化の動きがみられたが、業種によって、封建性からの脱却が難しい分野もあり、全国的な連携の難しさもあった。また、運動目標が抽象的なものになりがちで、具体的実践的な目標ではないなどの問題点も指摘されていた。

戦後復興期の国民の切実な目標としては、まず経済的な生活水準の上昇であったが、労働基

準法の制定など、新しい政策の運用において、新たな問題が生じてもいた。また、経済的な豊かさの獲得とともに、文化国家としての再興も模索されていた。戦後間もない時期は、まだ一般庶民には音楽を受け入れるだけの余裕がなかったとしても、記事にはこれから文化的な社会へと変貌してゆくことへの期待が読み取れる。この後、アメリカをはじめ、西欧クラシック音楽のコンサートなどが、日本に多く取り込まれてゆく時代を迎える前の段階であったと考えられる。

男女同権となった時代、国会で「家」制度を日本の美風として擁護する男性保守政治家の封建性を批判する女性政治家の活躍は時代を象徴するものであった。その女性政治家も私的領域においては、仕事と家事育児との両立という問題に直面していたことが述べられている。ここでは、社会的施設の取り組みの必要が示唆されるなど、「家」に代わる、「公」の新たな役割の必要性の認識が早くも生まれていた。新しい時代に働く若い女性たちは、新たに獲得した自由をいかに謳歌するのか、政治への関心の有無も含めて、試行錯誤していた様子が伺える。

戦後、世界は冷戦期を迎え、日本はアメリカの自由主義・資本主義陣営に組み込まれてゆく。リベラルなニューディーラーによって主導されたとされる日本の占領期にあって、リベラルな『青年新聞』の記事の中には、労働運動、青年運動、育児の公的施設の必要性の認識など、社会主義的な思想もみられるが、この後、日本の保守政権は社会主義的な政策も取り込み、変容を遂げながらも、基本的に自由主義・資本主義の道を歩んでゆく。

『青年新聞』に何度も記名で文章を書いていた代議士高津正道氏は、『青年新聞』を保守と闘う青年運動と自己を規定し、青年層を、保守反動勢力から、「神と軍隊と警察力」から引き離し「民主革命」を実現すると述べていた²⁷。敗戦直後においては、この主張は、戦前の封建的社会、軍国主義に対抗するものとして説得力をもったが、その後の展開を先回りして述べれば、冷戦期に入り日本が民主主義国家として経済成長を遂げてゆく段階で、日本社会の青年たちも保守化してゆく。1970年代になって先鋭化過激化した学生運動は、大衆から切り離され孤立していった。

第二次世界大戦の敗戦とポツダム宣言の受諾は、日本社会に大きな変化をもたらした。日本国憲法の制定、民法改正といった変化は、民主化、特に男女平等への動きを進め、日本の人々に大きな認識と生活の変化をもたらした。国家主義、軍国主義、天皇の神権性、「家」制度、といった集団主義、封建性から脱却し、自立した個人の存在からなる民主主義社会へと大きな変化を遂げた時代であった。女性の生活、そして認識にも変化がもたらされた。さらなる変貌が期待されてもいたが、徹底した個人主義にも、社会主義へも向かわず、実際の戦後日本社会は、「家」の役割、ジェンダーの観点も残しつつ比較的穏健な資本主義体制へと収斂していったのである。

注

¹ 2015年3月31日「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」により、「パートナーシップ証明」が出される。杉田水脈（衆議院議員）「「LGBT」支援

の度が過ぎる」『新潮 45』2018年8月号。この論文内で杉田氏がLGBTについて「生産性が無い」という言葉を使ったことに対し大きな批判が起こった。

² 2018年12月8日、第197回国会（臨時会）「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、同月14日に公布（平成30年法律第102号）。

³ 「首相、一夫多妻制の妻『2人目対象外』健康保険で論戦」2018年11月7日 <https://www.asahi.com/articles/ASLC72QXNLC7UTFK002.html>（2018年11月15日検索）参議院予算委員会 国民民主党 足立信也氏。

⁴ 女性の労働のあり方として、家族に対する無償の労働と、強制される労働に注目した黒人女性についての歴史書として、Jacqueline Jones, *Labor of Love, Labor of Sorrow: Black Women, Work, and the Family from slavery to the present*, Basic Books (1985) second ed., 2009.

⁵ エマニュエル・トッド 『世界の多様性—家族構造と近代性』藤原書店 2008年、p.56.p.498.

⁶ 『青年新聞』国立国会図書館ブラング文庫所蔵。

⁷ 1946年7月10日『青年新聞』3面。

⁸ 1946年8月7日『青年新聞』1面。

⁹ Edward Pendleton Herring Papers (FA1287) Series 1: Institutional Files, BOX13, Growth of Democracy Abroad (GODA)– Japan, Date:1961–64, Location:204, [Unit:66, Shelf:6] [Rockefeller Archive Center] 「日本における民主主義思想についての研究レポート」 1962年「年配の研究者は、民主主義は外国から日本の政治への接ぎ木であると主張する傾向がみられるが、若い世代の研究者は、日本の過去と戦後日本の民主主義改革の間には継続性があることを主張している。彼らは1930年代の軍国主義は幕間の出来事であって、1920年代のリベラリズム、国際主義、近代化への流れへの反動であった。彼らの見解では、占領は、軍国主義が入り込まなければならぬであろう状況に日本をもっていったことになる。」石原圭子「占領後の民主化の拡大と受容の潮流—日米民間文化交流の資料から—」『現代教養センター紀要』pp. 41–50, 第2号2018年。

¹⁰ 昭和天皇の詔書『新年ニ當リ誓ヲ新ニシテ國運ヲ開カント欲ス國民ハ朕ト心ヲ一ニシテ此ノ大業ヲ成就センコトヲ庶幾フ』1946年1月1日。

¹¹ 1946年8月7日『青年新聞』1面。

¹² 「行き悩む青年運動」『青年新聞』昭和21年8月21日 第37号。

¹³ 民主主義青年会議 澤亨 「全国のあらゆる階級の青年が、民主守護の本質を学び取り、団結して旧[]勢力を排除し、日本建設をおしすすめてゆくために、われわれは、この一年間全努力を傾けた。青年民主戦線の統一運動はその具体化であったが成功しなかった。そのもっとも根本的な理由は、民主的青年団体がなお頭だけの存在

であり、全国的に青年層の覚醒が遅れているという点にあった。われわれの努力にしたがって全国青年の覚醒を促す啓蒙活動に向けられ、その活動を強化するために種々の基礎的条件を整備した。いまわれわれは、全国の同志と密接な連絡をたもちながら、直ちに、新しい活動に入ろうとしているが一般に独善的、排他的な傾向に陥ろうとしているので、この活動は重大な意義をもつと思う。」// 日本青年協議会 辻信市 「敗戦一年を迎え都会農村を問わず青年層が虚脱の状態から次第に自覚しつつあることはよろこばしい。具体的には各種の青年運動ならびにそれに伴う文化運動がほとんど青年の手により自律的に展開されていることがそれを裏書きしているが、このさかんなる活動の一面、ことに農村などにはその根強い封建性のためか、青年団体間における対立抗争がいよいよ顕著となってきたことは遺憾なことだ。正直のところお互いにドングリの背較べであるためくだらぬ縄張り根性で対立している例は幾多見分している。この是正には中央の強力な団体が乗り出すことが必要だし、他、何をやるにも群小団体では何一つできないということを互いに知るならばその統一も至難ではなかろう。要するにお互いの自覚を通じてお互いの連絡と協力を実現することこそ今後の青年運動の最大眼目となろうし、ならばばならぬ。われわれはこのために十分な努力をしなかったことが反省される。」 // 日本青年共産同盟 櫻井幸児 「敗戦後の情勢から考えてわれわれの任務は前青年層を民主主義革命へ結集することであった。青年共産同盟は終始このことを目標として活動したのであるが、敗戦依頼一年を経た今日いまだに統一戦線が結成されない。これはきわめて遺憾なこと、こんごも全力をつくして統一戦線樹立に努力し、その力をもって民主戦線の強力な一翼たらしめたいと考える。」 // 日本社会青年部 矢野凱也 「過去一年間、青年運動のたどってきた途は、どの青年団体にしろ、あまりに観念的であった。全国青年団体の統一問題も再三会合が開かれたが、ついに実現されず、今日にいたっているのも運動方向に対する具体性が欠けているためである。このような観念的な統一戦線を無理に結成してもこれより何も生まれて来ないし、また永続性もないことは明白である。さらにイデオロギーを異にする青年団体がイデオロギーを超越して路線統一をしなければならぬということは原則論としては認められるが、その限界をどこに求めるかということも、はなはだ抽象的なものであった。とくに社会党青年部としては社会党の[親]衛であるという、はっきりした運動方向をもっているのである。この線に沿い、しかもげんじつての客観的情勢に即応した戦略、戦術を展開してゆくのが最善の途である。われわれの今後は、一に具体的、二に具体的、三に具体的ということである。」 // 全国農村青年連盟 中村吉次郎 「敗戦後間もなく、全国農業界が世話役で系統農業界によびかけて組織化をはかったので、農業会の[読み取り不可]の懸念や最初に提案した綱領などについて猛烈に批判され、組織化がなかなか進まないという状態になったりしたが、その後、幾たびかの大衆討議で、農業会とは別個な自主的組織たること、目標は農村民主化と農業革命にあることが明確にされ、九か月にしてようやく結成大会

をもつに至ったが、思えば、敗戦一年間は全く混乱と混迷のなかにすぎ、農村の民主革命は道遠し、の感を深くし、五十五万の組織とはいいいながら、まだ組織数だけの力を発揮し得ないことを痛感する。こんごほかの民主主義団体とも提携し、農村民主革命の担い手として自覚を一層深めて邁進するつもりである。」 // 漁村青年同盟 一村健一 「結成されて日の浅い漁村青年同盟は、ようやくそのかかげる綱領を具体的に実践する段階に入ったばかりで、今漁村の民主化、漁業団体の民主化に全力をあげて戦っている。これは漁村がほかのどの国よりも封建的であるという意味で重要性をもつものであり、この民主化をわれわれがいかにか正しく問い、具体的に解決するかによって、漁村青年同盟の存在意義をあきらかにするものであると信じる。」

14 「若い声」『青年新聞』1946（昭和21）年8月21日。

15 官報.（第6077号）1947（昭和22）年04月19日 法律第74号「日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律」。

16 『青年新聞』1946（昭和21）年8月28日 第38号。

17 浜田章作「戦後家族法の出発点」『鳥取短期大学研究紀要』第48号 pp.67-78.2003年；大村敦志 『家族法』第2版補訂版 法律学叢書 有斐閣 2004年。

18 「男の方がずるい 女代議士と家庭婦人の語る男の封建性」『青年新聞』1946（昭和21）年11月20日。

19 「同上、後編」『青年新聞』1946（昭和21）年12月4日。

20 「真っ先に失業苦へ、男女同権も空文—労働基準法この矛盾」『青年新聞』1947（昭和22）年7月16日。

21 「何故に開く芸術祭—これが民主主義日本の文化であってよいか。半藤内閣の文化政策をつく」『青年新聞』1946（昭和21）年8月28日 第38号。

22 「新世代の愛情・結婚・家庭—婦人座談会（1）～（4）」『青年新聞』1947（昭和22）年3月19日、26日、4月2日、9日。

23 文化と階層との関連性についての参考文献としては、Lawrence W. Levine, *Highbrow/Lowbrow: The Emergence of Cultural Hierarchy in America*, Harvard University Press, 1990 (first published 1988)；ピエール・ブルデュー 『美術愛好—ヨーロッパの美術館と観衆』木鐸社、1994年；『芸術の規則（1・2）』藤原書店、1995、1996年。

24 「男女優劣論—体力も知能も同等—差別は後天的な慣習」『青年新聞』1948（昭和23）年12月14日。

「働く女性の結婚観—相手は自分で選ぶ」『青年新聞』1949（昭和24）年3月15日。
「婚約期における愛情と貞操—男女平等支配的に、性と愛情に近代的モラルの萌芽」『青年新聞』1949（昭和24）年8月23日。

25 「新世代の愛情・結婚・家庭—婦人座談会（3）」『青年新聞』1947（昭和22）年3月26日。

²⁶ 「解放された婦人の意識—職場の女性にきく」『青年新聞』1948（昭和23）年9月1日。

²⁷ 『青年新聞』1946（昭和21）年11月20日。